別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、日本海に面する長い海岸線を持ち、海沿いに広がる平野と内陸の山間部から成る豊かな自然に恵まれた地域である。

社会基盤では、道路網は、国道８号などの主要幹線のほか、市内に３か所のインターチェンジを持つ北陸自動車道が中央を走り、また、鉄道網では、ＪＲ信越本線と越後線が日本海側を縦貫し、加えて上越と北陸の二つの新幹線が活用できることから、首都圏を始めとする全国の主要都市とのアクセスは、良好である。また、海上交通では、日本海側で中越・北関東経済圏に最も近い港としての柏崎港がある。

産業面では、明治２０（１８８７）年代に石油が発掘され、製油会社の設立が相次ぐとともに、石油掘削に関連した鉄工業が興り、これが今日の各種機械・金属等、ものづくり産業の礎となっている。中でも自動車産業の発展と結び付いた一般機械器具製造業の成長は著しく、本市の基幹産業となっている。

さらに、昭和６０（１９８５）年には柏崎刈羽原子力発電所が営業運転を開始し、一貫してエネルギー拠点としての役割を担っている。

このほか、市内産米のブランド化や基盤整備により、農業振興を図っているほか、豊かな自然や食、文化をいかした観光地域づくりを進めている。

また、本市には、文系・理系の２つの４年制大学が立地しており、ＩｏＴの活用や商店街の振興など、地域課題の解決を図るため、産学連携を推進している。

本市の人口は、平成７（１９９５）年までは企業進出、高速道路・原子力発電所の建設等、大規模プロジェクトによる就業機会の増大及び市内２大学の開学を要因に、約１０１，０００人まで増加したものの、それ以降、減少に転じ、現在の人口は、約７９，０００人となっている。

また、就業人口は、４０，３３０人（令和２（２０２０）年国勢調査）であり、産業３分類別では、第３次産業が２４，９９７人（６２．０％）、第２次産業が１４，１６６人（３５．１％）となっている。

業種別に見ると、基幹産業である製造業が９，２０７人で就業人口の２２．８％を、卸売・小売業が５，１９３人、１２．９％を占めている。総生産においても、製造業が２５．５％、卸売・小売業が８．６％を占めており、幅広い業種が本市の産業を支えている。

しかし、就業人口は、人口の推移と同様に、令和７（２０２５）年には約３４，０００人にまで減少すると推計されており、労働力不足や技術継承ができないなど、産業界に悪影響を及ぼしている。

こうした人口減少の流れを受け、本市の最上位計画である第五次総合計画（平成２９（２０１７）～令和７（２０２５）年度）では、「人口減少・少子高齢化の同時

進行への対応」を本市の最重要課題として捉え、これをできるだけ緩やかにするため、あらゆる施策を展開することとしている。

そして、第五次総合計画後期基本計画（令和４（２０２２）～令和７（２０２５）年度）では、「大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進」を２つの重点戦略のうちの一つとして掲げ、環境・エネルギー産業を始めとする新たな産業の育成や誘致を進め、強靭で持続可能な産業構造を構築し、地域経済の活性化と新たな雇用や働き方の創出を図り、生活基盤の安定化を目指している。

現在、事業者向けの支援策として、新潟県柏崎市企業振興条例による設備投資に対する不均一課税や奨励金の交付を実施しているが、交付対象となる設備投資額に下限を設けていることから、市内事業者の大半を占める小規模事業者にとって、ハードルが高い状況にある。

ついては、本計画により、市内事業者における先端設備等の導入を促進し、労働生産性を向上させることにより、事業者の「稼ぐ力」を育てるとともに、その経済効果を市内に循環させることで産業全体の底上げにつなげ、総合計画を推進していくものである。

（２）目標

ア　計画期間内における先端設備等導入計画の認定数が、２０件以上となることを目標とする。

イ　計画期間内における先端設備等として事業者が認定を受けた設備投資額のうち、市内事業者からの購入金額が、２，０００万円以上となることを目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促し、労働生産性を向上させるとともに、その経済波及効果を市内に循環させるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

中小企業者の幅広い取組を促し、労働生産性を向上させるとともに、その経済波及効果を市内に循環させるため、本市全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

中小企業者の幅広い取組を促し、労働生産性を向上させるとともに、その経済波及効果を市内に循環させるため、全ての業種・事業を対象とする。

4　計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

5　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組は、対象としない。
- 公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められる者については、対象としない。
- 市税を滞納している者は、対象としない。
- 新潟県柏崎市企業振興条例（平成１８年条例第１号）に規定する奨励措置との併用は、できないものとする。